

東京農業大学校友会香川県支部規約

(名 称)

第1条 この会は東京農業大学校友会香川県支部という。

(目 的)

第2条 この会は東京農業大学校友会会則第54条により設置し、会員相互の親睦を厚くし、会員の社会活動の助長、福祉の向上を図り、あわせて学校法人東京農業大学の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 この会の事務所は支部長宅に置く。

(会 員)

第4条 この会の会員はつぎに掲げるものを卒業、または、修了し、香川県内に居住もしくは勤務する者をもって組織する。

東京農業大学大学院

東京農業大学農学部、応用生物科学部

地域環境科学部、国際食糧情報学部及び生物産業学部

東京農業大学短期大学

元東京農業大学本科及び選修科並びに予科

元東京農業大学農学部及び選修科

元東京農業大学専門部及び選修科

元東京農業大学高等科及び選修科

元東京高等学校及び専攻科並びに選修科

元東京農学校及び選修科

元東京農業大学農芸化部

元東京農業大学農芸化学講習部

元東京農業大学肥料分析講習部

元東京肥料分析技術院養成講習所

元東京農業大学農林省委託耕地整理講習

元東京高等農学校耕地整理講習部

元東京農業大学満州国委託農業上木技術

元東京高等造園学校

東京農業大学社会通信教育部を修了し、同社会通信教育部の推薦により理事会の
認衡を経て総会の承認を得た者

(事 業)

第5条 この会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 東京農業大学校友会との連繫
- (2) 会員相互の親睦
- (3) 学校法人東京農業大学の発展に寄与
- (4) その他必要な事業

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- 1 任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

支部長	1名	副支部長	2名
幹事長	1名	地区幹事	若干名
監事	2名		
- 2 本部代議員1名 任期は本部規約による。
- 3 役員は総会において選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 支部長は会務を統轄し、この会を代表する。
- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 幹事長・地区幹事は支部長の命を受け会務を執行する。

(顧問)

第8条 この会に顧問を置くことができる。

(会議)

第9条 この会の会議は総会および役員会とする。

- 1 総会は通常総会および臨時総会とし支部長が招集する。
- 2 役員会は、必要あるとき支部長の意向により臨機に開催する、
- 3 会議の議長は、支部長があたる。
- 4 議決は出席会員の過半数の賛成による。同数の時は議長の採決による。

(決算)

第10条 この会の決算は、監事の監査を受け、報告しなければならない。

(会計)

第11条 この会の経費は、会員の会費および寄付金その他をもってこれにあてる。この会の会計年度は、毎月4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この会の規約は、総会出席会員の過半数の同意を得て改廃することができる。

附 則

この規約は、昭和62年7月4日一部改正し、施行する。

この規約は、平成11年7月17日一部改正し、施行する。

この規約は、平成20年7月12日一部改正し、施行する。

この規約は、平成25年7月21日一部改正し、施行する。